

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は全委員に御出席いただいております。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第177回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つございます

議題1「第55回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告」について、中湊専門委員から御報告をお願いいたします。

○中湊専門委員 私は6月16日から18日の3日間、第55回「Asia Pacific Privacy Authoritiesフォーラム」、略称「A P P Aフォーラム」に参加いたしました。この会議は韓国の個人情報保護委員会の主催によって、オンライン形式で開催されました。本日はその結果について、簡単に御報告させていただきます。

御存じのように、「A P P Aフォーラム」の目的は、アジア太平洋地域のデータ保護機関によって、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことにあり、年2回開催しております。

委員会は2014年からオブザーバー参加し、2016年6月末に正式メンバーになっております。

今回のフォーラムでは3つのセッションにおいて、私から委員会の取組状況等を報告いたしました。

1つ目は「法改正及び規制の変更」のセッションにおいて、令和3年改正個人情報保護法によって「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」の3本を一元化したこと、医療分野、学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等に対し、民間の病院、大学等と同等の規律を適用したこと、更に、学術分野に関する一律の適用除外を見直して、例外規定を精緻化したことなどについて、その意義とともに説明いたしました。

2つ目は「C O V I D-19後のニューノーマルにおけるプライバシーの問題」のセッションにおいて、新型コロナウイルス感染症対策における委員会の取組を報告しました。

具体的には、個人情報の目的外利用や、第三者提供における本人同意に関する例外について、FAQ、すなわちよくある質問への回答という形で公表を行っていること、医療機関の間での個人情報の共有に関する考え方について公表したこと。接触追跡アプリ「C O C O A」について、その仕様を検討する有識者会議に対し、適切な個人情報保護の観点から関与したこと、その取組についてG P AのC O V I D-19作業部会などの国際会議の場で積極的に情報共有を行ったことなどを報告いたしました。

最後に3つ目は「データ保護に関するグローバルな相互運用の促進」のセッションにおいて、2019年6月のG20大阪サミットで我が国が提唱したD F F T（Data Free Flow with Trust）、信頼性のある自由なデータ流通の考えに基づいて、個人データの越境流通促進のための国際的な枠組みの構築に向けて、委員会が海外の関係当局との対話を進めているこ

と、OECDにおいて、信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則の策定に向けた議論に積極的に貢献していること、個人情報保護法制の整備が進められている国に対して、国際ウェビナーの参加を通じて我が国の知見、経験の共有を行っているといったことを説明いたしました。

これら3つのセッションの他に、AI、生体認証、デジタルプラットフォームといった新たな技術の利用拡大に伴うデータの保護、児童のプライバシー、データ漏えい、啓発活動といった幅広い取組について、アジア太平洋地域の各データ保護機関から、ベストプラクティスの共有がなされました。

また、国際会議での活動等の最新の動向についても紹介がなされ、大変充実したフォーラムであったと思います。

また、オンライン会議の特性でもあるのですが、会議中、テキストメッセージ機能を活用してフィリピン国家プライバシー委員会のリボロ委員長から、我が国との協力強化を希望する旨のメッセージが寄せられました。これは私が発言の中で、同委員長がGPAのCOVID-19作業部会の議長として果たしているリーダーシップに触れ、更に先月、同作業部会とフィリピン国家プライバシー委員会共催のCOVID-19に関する合同ウェビナーに委員会を招待してくれたことへの謝辞を述べたことに対する反応として寄せられたものと思われます。併せて御報告申し上げます。

次回の第56回「APPAフォーラム」は、カナダのブリティッシュ・コロンビア州情報プライバシー・コミッショナー・オフィスの主催により、日本時間の本年12月1日から3日の日程で、オンライン形式により開催される予定です。

簡単ですが、私からの報告は以上でございます。

○丹野委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 私がかつて参加させていただきました現地開催のフォーラムと変わらず、アジア太平洋地域のデータ保護機関などと大変活発で有益な情報交換が行われており、また、回を重ねるごとに議論が深まっているものと感じた次第です。

中湊専門委員より、個人情報保護に関する重要課題に取り組む委員会の活動状況をフォーラム参加メンバーに効果的に発信いただきましたことで、委員会の活動に対する国際的な理解がより一層深まったのではないかと考えております。

今後も引き続き、委員会として国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたいものとする次第です。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○丹野委員長 中湊専門委員、本日はありがとうございました。

○中湊専門委員 ありがとうございました。失礼いたします。

(専門委員退出)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2「PIAの取組の促進」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「PIAの取組の促進」について、資料2-1の概要に基づいて御説明申し上げます。

事業者における個人情報等の取扱いについては、一般的にリスクが顕在化した場合には、設計時に対策を行った場合に比べて多大なコストや手間が掛かることが指摘されています。また、一度失墜した信頼を回復することは容易ではありません。

そのため、個人情報等を取り扱うに当たっては、事後における対処療法的な対応ではなく、事業の設計段階で個人情報等を保護する観点を組み込み、事前に問題の発生を予防することが重要です。

こうした事前の対策を重視するPIAは、効率的かつ効果的に必要十分な取組を進めるための有用な手段であるとともに、事業者による説明責任や透明性を確保するために有用ですが、現状、我が国の事業者においては、意義、手順の理解不足等を背景にPIAが十分に普及しているとは言い難い状況となっております。令和元年12月に公表した制度改正大綱において、PIAについて、民間の動向も踏まえつつ、民間の自主的な取組を促進することが望ましいとされております。

この制度改正大綱の記載も踏まえ、PIAを促進する上で事業者や業界団体等の関係者にPIAの意義や実施手順に沿った留意点を理解していただく必要があるため、本資料でお示しするものでございます。

1ページ目を御覧ください。PIAの意義について記載しております。

まず、PIAは個人の権利利益の侵害リスクを低減・回避するために、事前に影響を評価するリスク管理手法であり、換言すれば、事業の企画設計段階から個人情報等の保護の観点を考慮するプロセスを事業のライフサイクルに組み込むことと言えます。

対象範囲は事業の規模や性質等によっても異なりますが、最終的に消費者本人の個人の権利利益の保護にどれだけ資するかが重要となります。

したがって、個人情報等の取扱いにより影響を受ける消費者等との関係を整理し、取得、利用、提供、廃棄といった場面ごとにリスクを適切に評価することが不可欠です。

また、委託先等の利害関係者を含めて実施することが望ましいとしております。

また、消費者の不安や懸念を払拭するため、法の遵守にとどまらない範囲も含めて対応することが重要となります。

PIAの実施範囲や取り組む視点は事業分野ごとに共通している部分もあると考えられ、認定個人情報保護団体を始めとした業界団体等が基準や対象範囲、評価項目等を整理して、必要に応じてその構成員に共有していくことは有効としています。また、PIAの妥当性

を第三者の立場から評価することも有効と考えられます。

2 ページ目を御覧ください。

P I Aの主な効果として、①「消費者をはじめとする利害関係者からの信頼性の獲得」、②「事業のトータルコストの削減」、③「従業員の教育を含む事業者のガバナンスの向上」を記載しております。これらの効果は相互に関連し、例えばP I Aの実施がコスト削減につながるとともに、利害関係者の信頼獲得につながります。

こうした効果は経営層、従業員の更なる意識づけにつながり、個人情報等の取扱いに関するガバナンスの向上に資することとなります。

これにより、更にP I Aが進み、それが新たなコスト削減や信頼獲得につながっていくというように、効果の好循環が生まれることが期待されます。

3 ページ目を御覧ください。

ここからは実施手順に沿った留意点を記載しております。

プロセスとしては、①準備、②リスクの特定・評価、③リスクの低減という形で示しておりますが、ここで示す手順はあくまで一例であり、具体的な実施手法は事業の規模、性質や個人情報等の内容等によって様々であり、事業者自身において最適な手法を考慮していくことが重要となります。

4 ページ目を御覧ください。

まず、個人情報等を取り扱う業務の実施、若しくは見直し等に対して、幅広くP I Aを実施する必要があるのか否かを検討することとなります。P I Aの実施を決定した場合は、実施責任者の任命、投入人員数などのリソース計画、スケジュールの策定など、実施のための体制整備が必要となります。準備に当たり、経営層がP I Aの必要性を理解、認識した上で必要なリソースを割り当てることについてコミットすることが重要としております。

また、P I Aを実施する前提としてイメージを図示しておりますが、プロセスごとに個人情報等のフローを整理しておく必要があり、その際、消費者や委託先等の利害関係者を関係主体として組み込むことが重要としております。

5 ページ目を御覧ください。

リスクの特定に当たっては、事業者側のオペレーションなどに伴い想定されるリスク要因、消費者・利用者側の利用方法などに伴うリスク要因なども踏まえてリスクを洗い出し、整理することが求められます。

例えば、左下にあるような、「利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか」、「本人が自らの個人情報等がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測、想定できるか」といった着眼点が考えられます。

整理に当たっては、お示ししているような表を作成することが有効であり、法令により求められること、業界ルールにより求められること、それ以外に事業の性質上求めることが望ましいことなどを区別して、フローの段階ごとに整理していくことが望ましいとしております。

6 ページ目を御覧ください。

ここからは、特定したリスクについて、実際に評価していく手順を示しています。

特定したリスクについては、「影響度」及び「発生可能性」の2つの観点で評価を実施するとしており、具体的な評価基準は数段階設定することが考えられます。

例えば図のように、影響度として利用者に回復不可能な多大な不利益が生じ、企業の信用失墜等につながるものは甚大とする一方、利用者の不利益の程度が極めて小さいものは無視可能といった基準とすることが考えられます。

7 ページ目を御覧ください。

6 ページ目で設定した基準に従い、特定した各リスクについて、想定されている個人情報
の取扱い内容等に照らして影響度及び発生可能性を評価するとしています。

例えば、左下の表のように「①利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか」というものに対して、しっかり取り組むことが想定されていれば影響度及び発生可能性はいずれも低く、一方で、「⑨処理のログが取られているか」というものに対して、ログは取るが、容易に編集・削除できるようになっていることが分かれば、影響度が高いといった形で評価を行うことが考えられます。

この評価後、各リスクの分布を総論的に把握し、対策を講ずる優先度等の検討を行いやすくするため、右下の図のように影響度と発生可能性の2軸のリスクマップを作成することが考えられます。

8 ページ目を御覧ください。評価したリスクについて、対応方針を決定していくプロセスでございます。

例えば、影響度が高く、発生可能性も高い場合は、事業の中止も含めた前提条件の変更など、リスクを回避。また、影響度は低いものの、発生可能性が高い等の場合は、適切な対策を実施することでリスクを低減。影響度が低く、発生可能性も低い場合は、追加的な対策や特段の見直しは行わず、そのままリスクを保有といった形で、設計者等が対応方針を決めておく等が考えられます。

9 ページ目を御覧ください。

先ほどの対応方針を踏まえ、例えば左下の表、⑨のように、処理のログが容易に編集・削除ができるものになっているものに対しては、ログイン・アクセスできる者を限定し、監査部門が監査を行うようにするといった形で対応策を検討していくことが考えられます。

対応策を踏まえて再評価した上で、右下の図のようにマップを修正し、残存リスクについて更に低減等をする必要があると判断した場合は、更なる対応策を検討することも考えられます。

10 ページ目は報告書の取りまとめ等について記載しています。

P I A の実施結果は、事業者の経営層への報告を行うことにとどまらず、対外公表することは、消費者をはじめとするステークホルダーへの説明責任と透明性の観点から有効としています。

対外的にはサマリーを作成し、簡潔でより分かりやすい形で公表することが有効としています。

最後に4ポツ目ですが、事案に応じて、報告書の内容について第三者機関のチェックを経て信頼性を高めることも有効としており、その際、特に消費者団体などの消費者を代表する立場にある者からの確認を得ることが重要と考えられます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員。

○浅井委員 ただいま御説明いただいたPIA取組促進についての考察と資料は、大変完成度の高いアウトプットになっていると思います。

PIAの意義やその効果、手法などがまだ浸透していない中、委員会からこの資料を公表する意義は非常に大きいはずです。

事業者には、今回の資料を参考に、積極的にPIAに取り組み、新事業の企画設計の段階から個人の権利利益の適切な保護について検討してほしいと考えております。

委員会としても、今回の資料を活用しながら様々な機会を捉えて啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

加藤委員。

○加藤委員 事業者等の自主的な取組を促す観点から、今回示したPIAの意義、手順等を参照しつつ、事業者で取り組まれるPIAの事例等を収集し、これを踏まえながら事業者の目線に立って、実際に役に立つような情報提供となるよう、工夫を重ねていくことが重要ではないかと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。よろしいでしょうか。

今回、PIAの取組について、経営層も含めて、事業者等にとってPIAに対する理解を深める一助となる資料を提供することができたと思います。

PIAの取組は、消費者にとっても事業者に対する信頼が高まるはずのもので、事業者等による取組が進展することを期待するとともに、委員会としても引き続きPIAを含む自主的な取組を促進していきたいと思っております。

特に修正の御意見がないようでしたので、原案どおり決定し、公表することとしますが、それでよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては

所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加等」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加及び準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

最初に大項目1を御覧ください。「独自利用事務とは」について御説明いたします。

番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準ずるものとして、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して他の機関と情報連携を行うことが可能であるとされております。

なお、情報連携できる特定個人情報の種類について、令和2年12月28日の個人情報保護委員会規則の改正により、準ずる法定事務以外の法定事務のうち、給付等の内容が独自利用事務と類似しているものであって、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす法定事務で照会できる特定個人情報の情報連携が可能となりました。

次に、大項目2を御覧ください。「独自利用事務の事例の追加」について御説明いたします。

委員会では、地方公共団体の運営の効率化に資するよう、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として、36事例を公表してきました。

今般、地方公共団体からの要望を受け、事務局及び関係省庁で確認した結果、要件を満たしていることから、次のとおり、「職業能力開発に係る費用の助成に関する事務」及び「被災者生活再建支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務」の2事例を追加することとします。

続きまして、大項目3を御覧ください。「準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加」について御説明いたします。

今般、地方公共団体からの要望を受け、事務局及び関係省庁で確認した結果、要件を満たしていることから、次のとおり、「ひとり親等の医療費助成に関する事務」及び「高齢者の医療費助成に関する事務」の2事例について、給付等の内容が類似している法定事務である、番号法別表第二の九の項に定められている「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」で照会可能な特定個人情報を追加することとします。

続きまして、大項目4を御覧ください。

今般の「事例の追加」及び「準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加」についての情報連携開始時期は令和4年6月を見込んでおります。

別添1に事例の追加の案文を、別添2に事例の追加及び照会可能な特定個人情報の追加

後の一覧を掲げております。

説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 番号法における情報連携は、行政手続に従来必要とされた添付書類の省略等を通じて、国民の利便性と行政事務の効率性の向上を同時に達成するマイナンバーの利活用の仕組みで、政府の喫緊の課題である行政のデジタル化の推進において、その効果を十分に発揮することが求められています。

地方自治体の独自利用事務については、番号法等の規定により、委員会規則の要件を満たす場合に、地方公共団体が委員会に届け出ることによって、情報連携を行うことができます。

委員会は昨年12月に、国民の利便性や地方公共団体の事務の効率性の向上の観点から、独自利用事務の情報連携がより一層活用されることをねらいとして、一定の場合に準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報を追加できるように、規則改正を行い、その周知に努めてまいりました。

その結果、今般、地方公共団体からの要望を受け、独自利用事務で情報連携することが可能な特定個人情報の範囲拡大につながりました。

先月、デジタル改革関連法が成立し、地方行政のデジタル化の加速化が急務になっています。

今後も引き続き、この制度を十分に周知し、また、地方公共団体からの要望にも迅速かつ適切に対応することで、独自利用事務の情報連携が一層活用されていくことを期待します。

以上です。

○丹野委員長 中村委員、ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問はございますか。

独自利用事務の情報連携が一層活用されるよう、引き続き地方公共団体と連携して取り組んでまいりたいと思います。

それでは、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加等」について、原案のとおり決定し、公表することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定し、公表することといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

次の議題は、監督関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

(監督関係者以外退出)

○丹野委員長 よろしいでしょうか。

議題4「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上です。本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会といたします。お疲れさまでございました。